

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

食品製造に関する新原料・新技術の共同開発を通じて、地域食品企業とのオープンイノベーションを推進します。

包装技術・保存技術などの改善に向け、仕入先・協力工場と連携して製造効率の向上に取り組みます。

生産設備の融通や加工工程の一部委託など、他社との協働による生産体制の補完を模索します。

取引先の事業承継に関する相談がある場合、専門機関の紹介等を通じて支援します。

b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

受発注データのデジタル化・共有化を進め、取引先とのシステム連携を促進します。

生産計画や在庫情報のリアルタイム連携を検討し、サプライチェーン全体の効率化に寄与します。

中小規模の取引先に対して、基本的なサイバーセキュリティ対策の助言を行い、安全なデータ連携を支援します。

デジタル導入の必要性や運用方法など、IT活用に関する情報提供やアドバイスを行います。

c. 専門人材マッチング

食品衛生管理、HACCP 対応、品質保証、人材育成など、必要な専門知識に関して外部の専門家・支援機関とのマッチングを促します。

製造ライン改善や商品開発に関する専門家を、取引先と共同で活用する機会を提供します。

地域の産業支援センター・商工会議所等と連携し、技術者・管理者の支援情報を共有します。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

食品製造におけるエネルギー使用量の削減に向け、製造工程の見直しや設備更新を進めます。

取引先と協力し、環境配慮型包装資材の使用拡大や、省エネにつながる原材料調達を推進します。

仕入先とともに省エネ診断結果を共有し、改善活動を支援します。

生産工程での廃棄物削減や食品ロスの最小化を、サプライチェーン全体で進めます。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

従業員の健康維持・増進に関する取り組み（定期健康診断・安全衛生管理・健康教育）について取引先にも情報共有します。

食に携わる企業として、栄養面や衛生面での健康施策に関する取り組みを紹介し、相互に活用できる仕組みづくりを支援します。

取引先と共同で、安全衛生や健康に関する研修・学習会の開催を検討します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

a. 品質・衛生管理の高度化

HACCPに基づく衛生管理を取引先と連携して強化します。

品質管理データを共有し、サプライチェーン全体の品質向上に努めます。

b. 地域連携の強化

地域の農産物や特産品を積極的に活用し、地域経済の活性化に貢献します。

地域企業との協業やイベント参加など、地域連携を深めます。

c. 人材育成・技能継承

取引先と共に、人材育成・技術研修の機会を設け、業界全体の技能向上に寄与します。

若手人材の技能継承を支援する教育活動や研修制度を整備します。

d. 健康経営・福祉活動

従業員と取引先双方の健康を守るための健康経営の取り組みを推進します。

地域や取引先と協働した健康増進イベントの開催を検討します。

2025年12月4日

品謙食品株式会社

企業名

代表取締役社長 陳 仕恒

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。